

中野市自然保護条例（抜粋）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 自然休養地開発 自然休養地で行う300平方メートル以上（道路等長狭物にあっては、その長さが50メートル以上）の土地の形質変更、1,000平方メートル以上の木竹の伐採（林業経営のための伐採を除く。）、延べ面積50平方メートル（増築、改築又は移転にあっては、10平方メートル）を超え、又は高さ9メートルを超える建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の建築又は当該建築物等の用途の変更

第 8 条 自然休養地開発をしようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長と事前協議をしなければならない。市界を越えての開発の場合も同様とする。

(3) 延べ面積150平方メートル（増築、改築又は移転にあっては、30平方メートル）を超え、又は高さ12メートルを超える建築物等の建築又は当該建築物等の用途の変更

第 9 条 事業者は、自然休養地開発をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 事前協議を要する自然休養地開発をしようとする者は、前条の規定による協議の後でなければ許可の申請をすることができない。

中野市自然保護条例施行規則（抜粋）

第 5 条 条例第10条第1項に規定する許可に際し、次に掲げる自然休養地開発については中野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(3) 延べ面積3,000平方メートル（増築、改築又は移転にあっては、300平方メートル）を超え、又は高さ15メートルを超える建築物その他の工作物の建築又は当該建築物その他の工作物の用途の変更